

Tokyo Health Industry Show 健康博覧会2011

■ 出展申込み契約書 ■

当社（出展社）は、裏面の出展規定を遵守することを約束し、下記の通り出展を申込みます。

年 月 日

出展社 会社名	和文 フリガナ _____	代 表 者	役職名 _____
	英文 _____		氏名 _____ (印)
本社所在地	〒 _____	TEL _____	
		FAX _____	
出展担当者 連絡先所在地 (上記と異なる場合は記入)	〒 _____	TEL _____	
		FAX _____	
出展担当者	所属部署 _____	役職名 _____	氏名 _____ フリガナ _____ (印)
	E-mail (連絡用) _____		
ホームページ	http:// _____		
出展料金請求先 (申込担当者と異なる場合は記入)	企業/団体名 _____		
	所在地 _____	〒 _____	
	部署・役職 _____		氏名 _____
	T E L _____		F A X _____

出展小間料 (スペース) 1小間 367,500円 (税込) × 小間 = 円...①
小間数を記入してください

該当する場合はチェックを入れて下さい → 早期申込み (2010年6月30日まで)
※早期申込みいただいた場合は早期料金が適用されます。

角小間指定 1角 31,500円 (税込) × 角 = 円...②
ご希望の場合のみ

出展社プレゼン 1枠 (30分) 31,500円 (税込) × 枠 = 円...③
ご希望の場合のみ

合計 ① (必須) + ②~③ (オプション) = 円

※装飾オプションのお申込みは出展社説明会 (12月予定) 後に受け付け致します。

出展予定製品 (必ずご記入ください)

※本展示会に初めてお申し込みされる場合は、会社概要、出展予定製品のカタログ等を必ず送付してください。
※出展商品・内容が本展示会にふさわしくない場合は出展をお断りする場合があります。

備考

●出展申込み期限 第1次締切り 2010年6月30日 (水)
第2次締切り 2010年11月30日 (火)

●出展料金のお支払方法

◎第1回目 小間数×105,000円

申込書受領後、請求書をお送りいたします。
振込期日は請求明細書に記載いたします。

◎第2回目 残金

2010年11月30日 (火) までに残金をお支払ください。

※2010年11月以降に出展のお申込を頂いた場合は第1回目の
請求書で出展料全額を請求させていただきます。

●お振込み先 三菱東京UFJ銀行 神田駅前支店
(普) 0799277 ユービーエムメディア株式会社

●出展契約後の変更またはキャンセル

お申込み後のキャンセル、小間数の減少変更は原則としてできません。
ただし主催者が了承した場合は、所定の書面にて申請の上、下記の
キャンセル料をお支払いいただきます。

2010年11月30日まで 出展料金の50%
2010年12月1日~12月31日まで 出展料金の75%
2011年1月1日~会期当日 出展料金の全額

出展申込書送付先

UBMメディア株式会社/健康博覧会事務局
〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町1-8-3 神田91ビル2F
TEL.03-5296-1025 FAX.03-5296-1018

事務局記入欄	受付日	受付No.	受付者	担当	備考
--------	-----	-------	-----	----	----

■ 出展規定 ■

(1) 出展物

- ① 出展物は、当展示会の開催目的の趣旨にそった品目とします。
※出展製品や説明パネル等は、薬事法、食品衛生法など関連法規を遵守してください。
- ② 事務局は、展示会の正常な運営に支障を生ずる恐れがあると認められるものについては、その出展、装飾に関して制限または禁止することがあります。
- ③ 次に該当するものは、出展を禁止します。
引火性・爆発性または放射性危険物、劇毒物、麻薬、工業所有権を侵害する商品、裸火（ただし消防署の許可を受けたものは除く）。公序良俗に反すると主催者が判断した製品、造作物、チラシ、展示会の趣旨に関係のない製品。
- ④ 外国貨物の展示について。
外国貨物を展示する場合、つとめて通関手続きをとり、国内貨物にした後、出品するようにしてください。特に会場内で消耗または加工する物品は、国内貨物でなければなりません。
- ⑤ 犬、猫等の生体の展示及び持ち込みはできません。

(2) 出展物の保護

- ① 出展物の保護については、出展社各自が行ってください。また天災、その他不可抗力の原因により発生した事故（盗難、紛失、火災、損傷等）については、事務局はその損害の責任を負いません。
- ② 出展社は出展物の輸送および展示期間中の保護については、必要に応じて保険をかけるなどの適当な対策をとってください。

(3) 事故防止および責任

- ① 出展社は、出展物の搬入出、展示、実演、撤去などを通じて事故発生の防止に努めてください。事務局はこれらの作業を通じ、必要と認めた場合、事故防止のための処置を命じ、その作業を制限または中止を求めることがあります。
- ② 出展社にかかわる行為によって事故または損傷が発生したときは、当該出展社の責任となります。
- ③ 会場設備、基礎小間の装飾および出展物などを破損した場合、理由の如何にかかわらず、当該出展社の責任となります。

(4) 小間内の出展関係者常駐

出展関係者は展示期間中、必ずその小間内に常駐し、来場者との対応、出展物の保護にあたってください。なお、事務局では警備会社と契約し、昼夜とも会場内の一般的な警備にあたります。

(5) 出展社証の着用

会期中（2011年3月16日～18日）の出展社およびその関係者は、事故や盗難などを防止するために、出展社証を必ず着用してください。当日、出展社証を着用していない人の入場はお断りいたします。すべての出展関係者へ徹底するようお願いいたします。

(6) 騒音及び迷惑行為の防止

- ① 原則として、館内における音楽の生演奏、太鼓、鐘は禁止します。また、商品説明のためのスピーカー音量が、事務局の判断により不適当と認められた場合、音量を絞っていただきます。
- ② 過度の音量は、緊急時の一斉放送の障害となります。また他社の商談等の迷惑ともなりますので、音量を極力抑えるよう全出展社のご協力をお願いいたします。

- ③ 出展社は自己の小間以外の場所で、実演や物品の配布、宣伝などを行わないでください。また、競合他社を誹謗・中傷するようなプレゼンを行わないでください。
※上記以外の場所でも他の出展小間に迷惑となるような行為は行わないでください。

(7) 写真・ビデオ撮影および複写について

- ① 当該出展社の許可なく、展示物の撮影、模写、測定、型取りなどをすることはできません。
- ② 報道、または事務局の記録撮影については出展社のご協力をお願いいたします。

(8) 呼び出し放送について

会期中の館内の呼び出し放送は、商談の妨げとなるため原則として行いません。各自の小間内に臨時電話を設置するか、または携帯電話・PHS等をご利用ください。

(9) 小間貸しの禁止

- ① 出展社は主催者の承諾を得ないで第三者に小間を貸すことはできません。
- ② 申込社名と出展社名が異なる場合は、その理由を事務局に申請し許可を得る必要があります。また、複数の企業による共同出展の場合も事務局への申請が必要です。

(10) 清掃について

- ① 会場内には、空容器、包装資材、残材などの保管場所はありませんので、出展社の責任において必ず処理してください。
- ② 定められた期間を超えて出品物、装飾資材等を会場内に残した場合、事務局は任意にこれを処分します。また、その処分に要した費用は出展社の負担とさせていただきます。

(11) 諸経費の負担

- ① 試飲・試食を行う場合、その提供方法により手洗い、流し等の給排水設備が必要になる場合があります。その際の実施費用は出展社の負担となります。
- ② 電気、給排水設備等を必要とするときは、所定の申込み用紙で手続きを行い、所定料金を各業者にお支払いください。
- ③ 出展物の輸送、搬入・搬出、展示、実演、撤去その他出展社の行為に属する費用は、すべて出展社の負担となります。

(12) 小間設営の諸注意

出展は自社小間設営を後日発行される「出展マニュアル」に沿って行ってください。「出展マニュアル」に反する小間は、主催者の権限において変更・撤去することができます。その場合、変更・撤去に要する費用は、その出展社の負担となります。

※全出展社は必ず小間内にカーペットおよび照明器具を設置してください。

(13) 搬入と搬出

- ① 展示物の会場への搬入期間及び搬出期間などについては、後日発行される「出展マニュアル」にて通知します。
- ② 会期中は、主催者の承認なしに、出展社が小間内へ展示物を搬入及び撤去、あるいは移動することはできません。
- ③ 小間内の設備は、主催者によって指定された時間までに整備し、展示を完了してください。同時に空箱・残材等は撤去してください。
- ④ 出展社は、展示品及び小間の設備の撤去を主催者によって指定された時間までに完了してください。期日までに撤去されない物品は、主催者が処分し、その費用は出展社の負担となります。

(14) 印刷物

主催者は、健康博覧会2011のガイドブック等の発行について占有権をもちます。主催者は、ガイドブック等の作成にあたって、十分留意しますが、掲載に誤りや脱落等があった場合はご容赦願います。

(15) 補償

出展社は、各自の責任において展示会出展に伴う全てのリスクの負担責任を担い、発生しうる全ての問題に対し、自らの責任において対処しなければなりません。出展社およびその代理者が他社の小間、主催者の設備、展示会場の設備、または来場者を含む全ての人身等、第三者に損害及び危害を与えた場合は、その補償は全て出展社の責任となり、主催者は一切の責任を負いません。また、出展小間位置の変更、展示会の規模の変更、展示会の延期及び中止等、主催者の判断による全ての変更事項に起因する出展社への影響及び発生する費用につきましては、主催者は一切の責任を負いません。出展社各自の責任において対処されるものとします。

(16) 保険

主催者は、展示会場の内外を問わず、展示品の障害、滅失、盗難などに関する責任を負いません。出展社は、会場への物品搬入開始から撤去終了までの期間、必要と思われるものについて、自社の責任において損害保険に加入してください。主催者は出展社の所有物に関しては保険に加入していません。出展社は、展示会の開催に先立ち、出展に際し第三者に与える可能性のある全ての危害・損害に対し、各自保険に加入する義務を負います。主催者ではこの保険の費用を負担しません。

(17) その他

- ① 主催者は出展申込状況等により展示会場や展示スペースが適当でないと判断した場合、展示スペース、展示会場を変更することがあります。展示スペースにおいては小間の配置ならびにサイズの変更、会場においては、場所、出入口の変更または閉鎖をすることがあります。
- ② 出展社は後日発行される「出展マニュアル」を熟読し、規則等を厳守してください。
- ③ 天災地変等のやむを得ない理由で展示会が開催できないときは、主催者は既に受けている出展申込を取り消す事ができます。また、出展規模において開催可能な規模に満たないと主催者が判断した場合も、主催者はその権限において出展申込を取り消すことができます。これらの場合、既に払い込まれた出展料については、必要経費を差し引いた上で、なお余剰金があった場合、これを出展面積に応じて配分し、出展社に返却いたします。
- ④ 出展社が「出展マニュアル」の規定等に違反した場合は、主催者はその出展社の出展をお断りすることがあります。この場合、主催者は出展社の自己負担により小間を撤去することができ、既に払い込まれた出展料等は返却いたしません。
- ⑤ 主催者と出展社、来場者、関係者との間で解決できない事項が発生したときは、主催者所在地の裁判所に裁定を委ねます。
- ⑥ 主催者は展示会の円滑な管理をするために本規約以外にも補足的な規定を制定することがあります。